

備前市内規

備前市建設工事成績評定要領の全部改正

備前市建設工事成績評定要領(平成17年3月22日施行)の全部を次のとおり改正する。

備前市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、備前市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)の適用を受ける工事(以下単に「工事」という。)の技術水準の向上、品質の確保及び請負業者の指導育成を図ることを目的として、工事の成績評定(以下「評定」という。)に関して必要な事項を定める。

(評定の対象)

第2条 評定は、工事のうち最終の請負代金が130万円以上の工事を対象として実施する。ただし、工事の内容により、評定を行うことが特に必要であると認められる場合には、当該工事を評定の対象に加えることとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、工事特性、創意工夫、社会性等、法令遵守等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を実施する者(以下「評定者」という。)は、係長等、担当課長等、検査員の三者が行う。ただし、これによりがたい場合は、市長が別途指定するものとする。

2 係長等とは、該当工事についての担当課の係長又はその職に準じる者をいう。

3 担当課長等とは、該当工事を所管する担当課室の課長又は室長若しくは参事その他これらに準じる者をいう。

4 検査員とは、備前市工事検査規定(平成17年備前市訓令第28号)第2条の規定による工事の検査を行う者をいう。

(評価の方法)

第5条 評定は、工事の検査又は監督員により確認した事項に基づき、工事ごとにしゅん功検査の完了後に実施する。

2 工事成績の採点は、工事成績採点表〔完成〕(様式第1号)により行うものとする。

3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表(様式第2号)により行うものとする。

4 評定結果は、建設工事成績評定表(様式第3号)(以下「評定表」という。)に記録するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、評定の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月 1日から施行する。